

平成20年5月14日
経済産業省

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第3条第1項に基づく 告示「基本的事項」の改正について

(環境省同時発表)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下、「議定書」という。）締約国会合（平成19年9月）において採択されたハイドロクロロフルオロカーボン（以下、「HCFC」という。）の規制スケジュールの前倒しを内容とする「モントリオール調整」が本日発効したことに伴い、所要の規定の改正を行います。

1. 改正の背景

議定書の適確な実施を確保するため、我が国では、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第3条第1項に基づく告示により、我が国が遵守しなければならない規制物質の生産量及び消費量の年度ごとの基準限度を定めています。

議定書第19回締約国会合（平成19年9月）において、HCFC^(注)の生産量及び消費量の規制スケジュールの前倒しを内容とする議定書の調整が採択されました。本調整が本日発効したことから、今般これに伴う告示改正を行いました。

(注) HCFC：主に冷媒や洗浄に使用されていたフロン（CFC）の代替物質として開発され、使用されている物質。

2. 改正の内容

告示に定められたHCFCの生産量及び消費量の年度ごとの基準限度を以下のとおり改正します。

(生産量)

(ODPトン)

期間	改正後		改正前	
1996年1月1日～	-	-	-	-
2004年1月1日～	5,654	(100%以下)	5,654	(100%以下)
2010年1月1日～	1,413	(25%以下)	5,654	"
2015年1月1日～	565	(10%以下)	5,654	"
2020年1月1日～	^(注) 28	(0.5%以下)	5,654	"
2030年1月1日～	0	(0%)	5,654	"

(消費量)

(ODPトン)

期間	改正後		改正前	
	数量	割合	数量	割合
1996年1月1日～	5,562	(100%以下)	5,562	(100%以下)
2004年1月1日～	3,615	(65%以下)	3,615	(65%以下)
2010年1月1日～	1,390	(25%以下)	1,946	(35%以下)
2015年1月1日～	556	(10%以下)	556	(10%以下)
2020年1月1日～	(注) 27	(0.5%以下)	(注) 27	(0.5%以下)
2030年1月1日～	0	(0%)	0	(0%)

ODPトン：実重量（トン）にオゾン層破壊係数を乗じた数量。％は、基準年比を示す。

消費量：生産量＋輸入量－輸出量

(注) 2020年1月1日に存在する冷凍空気調和機器への補充用に限る。

[参考] 我が国におけるHCFCの生産量及び消費量の推移

我が国のHCFCの生産量及び消費量は、今回前倒しされた2010年の基準限度を既に達成しています。

(ODPトン)

	生産量		消費量	
	基準限度	実績値	基準限度	実績値
1996年	-	-	5,562	4,141
1997年	-	-	5,562	4,152
1998年	-	3,966	5,562	3,633
1999年	-	4,608	5,562	3,899
2000年	-	3,928	5,562	3,531
2001年	-	3,792	5,562	3,500
2002年	-	3,195	5,562	2,907
2003年	-	3,145	5,562	2,810
2004年	5,654	1,921	3,615	1,473
2005年	5,654	1,344	3,615	1,118
2006年	5,654	878	3,615	754

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局オゾン層保護等推進室

担当者：水野補佐、草深係長

電話：03-3501-1511（内線 3711）

03-3501-4724（直通）